

平成30年4月20日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市議会議長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法の施行について（通知）

第196回国会において成立をみた東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法（以下「特例法」という。）が、平成30年法律第18号をもって、本日公布されました。

今回の特例法は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めることを目的として行われ、公布の日から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、今回の施行に係る特例法を十分御理解されるとともに、各都道府県におかれましては、改正法の運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 趣旨

特例法は、指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるものとされたこと（第1条関係）。

第2 定義

特例法において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第2条第2項に規定する指定都道府県をいい、「指定市町村」とは、同条第1項に規定する指定市町村をいうものとされたこと（第2条関係）。

第3 指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

- 1 特例法の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であって平成27年の国勢調査の結果による人口が平成22年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、

$$\begin{array}{l} \text{平成22年の} \\ \text{国勢調査の結果に} \\ \text{よる人口} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{平成27年9月30日現在において} \\ \text{住民基本台帳に記録されている者の数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{平成22年9月30日現在にお} \\ \text{いて住民基本台帳に記録され} \\ \text{ている者の数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成22年の} \\ \text{国勢調査の結果に} \\ \text{よる外国人の数} \end{array}}$$

を当該区域の人口とみなすことができるものとされたこと（第3条第1項関係）。

- 2 1の指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成33年11月30日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合等の一般選挙における選挙区についても、1と同様とすること（第3条第2項関係）。

第4 施行期日等

- 1 特例法は、公布の日から施行するものとされたこと（附則関係）。
- 2 その他所要の規定の整備がされたこと。